

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	建設局A T C庁舎事務室 入退室管理設備修繕	設備修繕	パナソニックL Sエ ンジニアリング(株)	1,342,000	1月7日	2号	G 3	—
2	西淡路南方アンダーパス 冠水表示板修繕	設備修繕	星和電機(株)	1,727,000	1月24日	2号	G 3	—
3	大阪城公園事務所車庫 軽量シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター (株)	1,650,000	1月17日	2号	G 3	—
4	高倉中央公園ほか3 公園遊具修繕	設備修繕	タカオ(株)	1,489,400	1月21日	2号	G 3	—
5	十三公園ほか9公園複合 遊具等修繕	設備修繕	タカオ(株)	1,265,220	1月21日	2号	G 3	—
6	長吉出戸公園ほか1公園 遊具修繕	設備修繕	タカオ(株)	1,050,940	1月21日	2号	G 3	—
7	松通中公園ほか9公園遊 具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,950,300	1月21日	2号	G 3	—
8	玉川西公園フェンス修 繕(緊急)	設備修繕	清水建材(株)	1,248,720	1月6日	5号	G 2 3	—
9	天満橋ライトアップ施設 修繕-2	設備修繕	パナソニックL Sエ ンジニアリング(株)	1,606,000	1月29日	2号	G 3	—
10	弁天公園ほか10公園遊 具修繕	設備修繕	(株)ニシオカ	1,823,800	2月3日	2号	G 3	—

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	空清町公園ほか5公園複合遊具・児童用ブランコ修繕	設備修繕	(株)ニシオカ	1,101,540	2月3日	2号	G 3	—
12	韮公園ほか4公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,949,200	2月3日	2号	G 3	—
13	山之内中央公園ほか1公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,941,500	2月3日	2号	G 3	—
14	南津守北公園ほか8公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,936,000	2月3日	2号	G 3	—
15	新森東公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,907,400	2月3日	2号	G 3	—
16	浪速公園ほか2公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,278,200	2月3日	2号	G 3	—
17	舞洲スラッジセンター電気室(2)系統外空気調和機修繕	設備修繕	三菱重工冷熱(株)	1,705,000	2月5日	2号	G 3	—
18	舞洲スラッジセンター3号汚泥溶融炉施設溶融設備室天井クレーン修繕	設備修繕	(株)日立プラントメカニクス	1,958,000	2月12日	2号	G 3	—
19	真田山公園事務所 両開扉修繕(緊急)	設備修繕	中村工務店(株)	1,563,980	1月29日	5号	G 2 3	—
20	中津中央公園外39公園内子ども見守りカメラ設備修繕(緊急)	設備修繕	(株)コムプランニング	1,980,000	2月6日	5号及び6号	G 2 3 及び G 2 8	—

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	扇町公園複合遊具 修繕(その2)	設備修繕	株コトブキ	1,430,000	3月5日	2号	G3	—
22	城北川寝屋川口水門外1 監視設備修繕(緊急)	設備修繕	株コムプランニ ング	1,128,000	2月25日	2号及び5号	G3及びG23	—
23	南港中央公園給水管漏水 (その5)修繕(緊急)	設備修繕	株齊藤商会	1,375,000	2月25日	5号	G23	—
24	平成27年度庁内情報利用パ ソコン等機器(建設局)一 式長期借入(再リース)	12賃貸	日立キャピタル 株	¥9,983,160	3月1日	2号	G7	—

随意契約理由書

1 修繕名称

建設局A T C庁舎事務室入退室管理設備修繕

2 契約相手方

パナソニック LS エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

入退室管理設備は、職務上、当局が保有する各行政情報の秘密保持を目的として、部外者の執務室内への入室制限のため導入したものである。

今般、当該設備の消耗品であるCPU基板、100V電源入力基板、電気錠の経年劣化による設備の不具合を防止するため、部品の取替えを行う。

なお、本設備はパナソニック LS エンジニアリング株式会社が設計制作したものであり、取替え部品は他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

西淡路南方アンダーパス冠水表示板修繕

2 契約の相手方

星和電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本設備は、西淡路南方アンダーパスにおいて道路の冠水状況に応じて通行禁止等の交通規制表示を行う設備であるが、表示を行うことができなくなり、道路利用者に注意喚起を促すことができないため、修繕を行うものである。

なお、本設備は上記業者が設計製作したものであり、故障した部品の取替には、既設設備の構成及び取替部品の整合性など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

大阪城公園事務所 車庫軽量シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本件は、大阪城公園事務所車庫軽量シャッターの巻取シャフト不具合により、開閉が困難なため修繕を行うものである。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局大阪城公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

高倉中央公園ほか3公園遊具修繕

2 契約の相手方

タカオ株式会社

3 随意契約理由

本件は、高倉中央公園及び、都島中央公園、茨田大宮中央公園、鳴野東2公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

高倉中央公園については複合遊具のスライダーの亀裂及び、幼児用ブランコの座板の損耗、都島中央公園については複合遊具のデッキの損耗、茨田大宮中央公園については複合遊具のデッキ・手摺部分の損耗及び、スライダーのキャップの欠損、鳴野東2公園については複合遊具のスライダーに亀裂が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

十三公園ほか9公園複合遊具等修繕

2 契約相手方

タカオ株式会社

3 随意契約理由

本件は、十三公園に設置されている複合遊具、南姫島公園に設置されている幼児用ブランコ、淡路公園、加島北公園、西淀公園、姫島公園、福町公園、新高中央公園、田川中公園、下新庄北公園に設置されている児童用ブランコの修繕を行うものである。

現在、十三公園に設置されている複合遊具のパネル部が経年劣化により破損している。また、南姫島公園に設置されている幼児用ブランコ、淡路公園、加島北公園、西淀公園、姫島公園、福町公園、新高中央公園、田川中公園、下新庄北公園に設置されている児童用ブランコにおいては、経年劣化によりチェーンと座板が摩耗している。

来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

長吉出戸公園ほか1公園遊具修繕

2 契約相手方

タカオ 株式会社

3 随意契約理由

本件は、長吉出戸公園に設置されている複合遊具の修繕及び中加賀屋公園に設置されている児童用ブランコの修繕を行うものである。

現在、長吉長吉出戸公園に設置されている複合遊具の滑り台は多数の部材が欠落している。また、中加賀屋公園に設置されている児童用ブランコにおいては、鎖、座板に著しい摩耗が生じている。

今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

松通中公園ほか9公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、港区・大正区・西成区に設置している健康遊具の地際部と踏板部、児童用ブランコの座板部、スイング遊具の本体上部、複合遊具のスライダー部がそれぞれ摩耗損傷している状態であり、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所